

添付資料 2 是正工事計画書

是正計画書

令和6年10月16日

報告者・調査者

株式会社佐藤総合計画

九州オフィス一級建築士事務所

田苗 稔

建物名 福岡市博物館

所在地 福岡県福岡市早良区百道浜 3-901-10

期 間 全体計画認定（認定第38号）

4回目 令和9年4月1日～令和10年9月30日 期間内に是正対応

趣旨説明

本博物館は前回計画通知増築工事までの建築基準法的解釈の違いにより
今回全体計画認定上の既存建物の規模及び面積が下記のように変更になりました。

	既存申請時	全体計画認定時
規模	地上3階建て	地上4階建て（4階設備スペース）
延べ床面積	17,358.21 m ²	18,768.74 m ²

よって、次期工事(全体計画認定4回目工事)にて新解釈4階部分及び既存部分の
適法化に向け是正工事を行う。

■建築工事（改修部位は全体計画認定証にて表示）

・建築基準法 第20条(構造耐力)

劣化によるコンクリート躯体の ひび割れ、爆裂を状況に応じた樹脂注入工法、シール工法、
充填工法等による劣化補修。

・建築基準法第36条(防火区画の開口部に関する技術的基準)

防火区画に使用されているスチールシャッター(特定防火設備)に危害防止装置設置する。

■電気設備工事

- ・既存本館4階部分に低温式スポット型感知器を設置。
- ・既存本館4階部分に防水スピーカー(非常放送)を設置。
- ・既存本館4階部分に機器収容箱を設置。

(屋外消火栓内臓 防滴型 消火栓始動押釦・表示灯・火災警報ベル・発信機 収容)

■消火設備工事

- ・既存本館1階グランドホールにてイベントを催し不特定多数の使用が見込まれるため、
法令により放水型スプリンクラー設備を新設。
- ・既存本館4階部分に消火器を追加設置。
- ・既存本館4階部分にスプリンクラー設備を追加設置。